

# 資料 8

平成29年度 第1回 練馬区区政改革推進会議

## 練馬区における障害者支援の現状と課題

平成29年7月28日

練馬区 福祉部 障害者施策推進課

- 1 国・都の動向、法律・制度の改正など
- 2 障害者手帳保持者の状況
- 3 障害者の状況
- 4 障害者の意向
- 5 障害者の住まいに関する意向
- 6 障害者の地域生活支援の課題

# 1 国・都の動向、法律・制度の改正など

## 国の障害者施策(第3次障害者基本計画 H25～29)

### 計画について

位置付け: 障害者基本法に基づき策定される政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画  
計画期間: 平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

### 基本的な考え方

#### 1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会の実現**(基本法1条)

#### 2. 基本原則

地域社会における共生等(3条)  
差別の禁止(4条)  
国際的協調(5条)

#### 3. 各分野に共通する横断的視点

障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援  
当事者本位の総合的な支援  
障害特性等に配慮した支援  
アクセシビリティの向上  
総合的かつ計画的な取組の推進

### 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価(成果目標)
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

### 分野別施策の基本的方向

#### 1. 生活支援

**障害児者のニーズに応じた福祉サービスの充実** 等

#### 2. 保健・医療

**精神障害者の地域移行の推進**, 難病に関する施策の推進 等

#### 3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

**新たな就学決定の仕組みの構築**, 文化芸術活動等の振興 等

#### 4. 雇用・就業, 経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実, 福祉的就労の底上げ 等

#### 5. 生活環境

住宅の確保, バリアフリー化の推進, 障害者に配慮したまちづくり 等

#### 6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上, 意思疎通支援の充実 等

#### 7. 安全・安心

防災, 東日本大震災からの復興, 防犯, 消費者保護 等

#### 8. 差別の解消及び権利擁護の推進

**障害を理由とする差別の解消の推進**, 障害者虐待の防止 等

#### 9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

# 東京都の障害者施策(東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画 H27～29)

## 基本理念 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 基本理念 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

## 基本理念 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。

## 施策目標

### 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、**地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。**

### 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

### いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

### バリアフリー社会の実現

ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ、文化芸術活動の支援等により、バリアフリー社会の実現を目指します。

### サービスを担う人材の育成・確保

障害者が地域でサービスを利用できる体制を整備し、サービスの質の向上図るため、人材の養成・確保を進めます。

# 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(H30～32)に係る国の基本方針

## 1 基本方針について

「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。  
都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

## 2 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・就労定着に向けた支援

## 3 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

### 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減  
高齢化・重症化を背景とした目標設定

### 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数:H28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上  
実績を踏まえた目標設定
- ・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 【項目の見直し】
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置

### 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等  
デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)  
の設置(H30年度末まで)

### 地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

## 4 その他の見直し

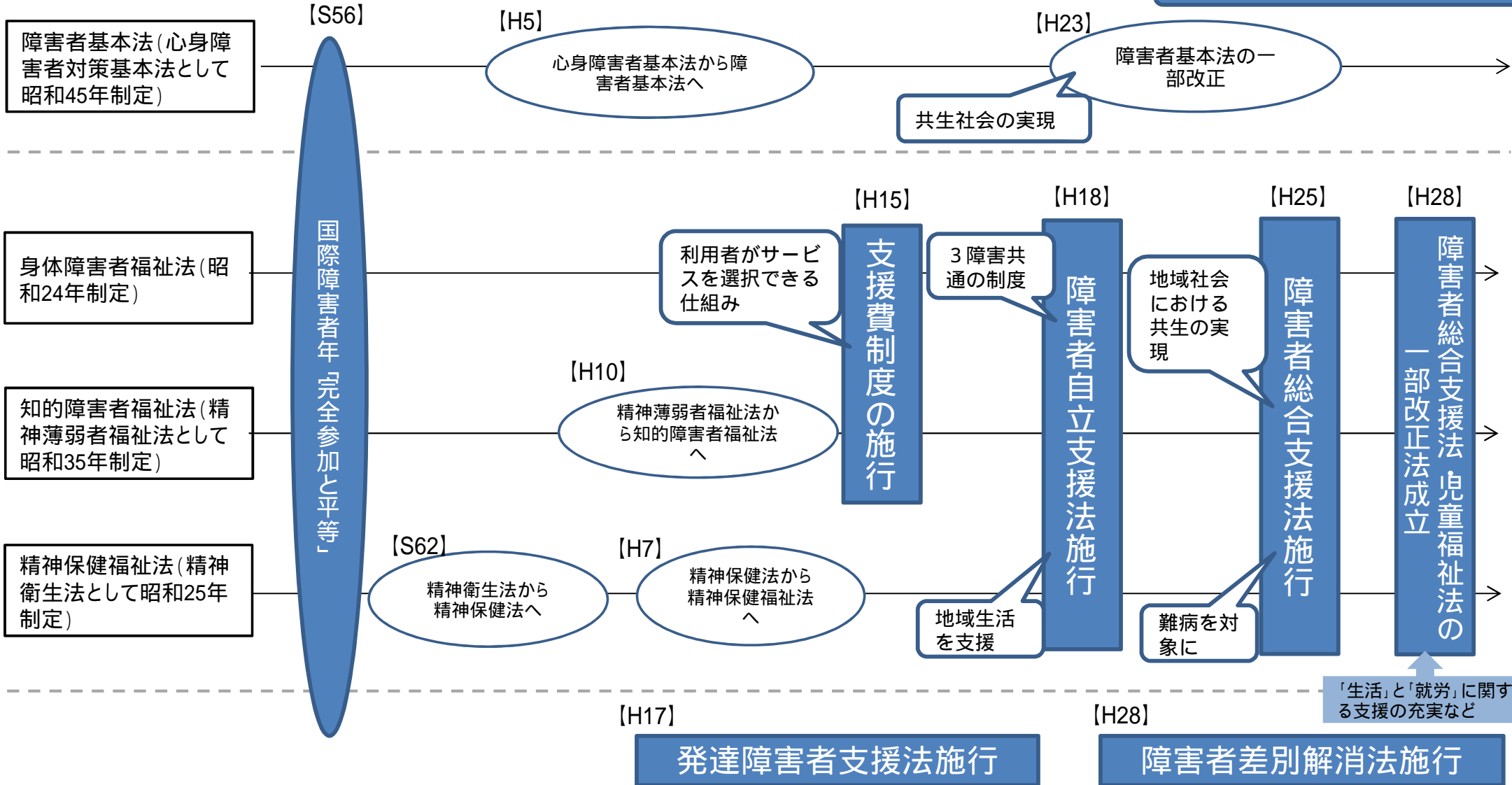
- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・難病患者への一層の周知
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方等
- ・障害者の芸術文化活動支援

# 障害者に関する法律・制度

障害者が地域で暮らせる社会。自立と共生の社会を実現

「ノーマライゼーション( )」理念の浸透  
障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え

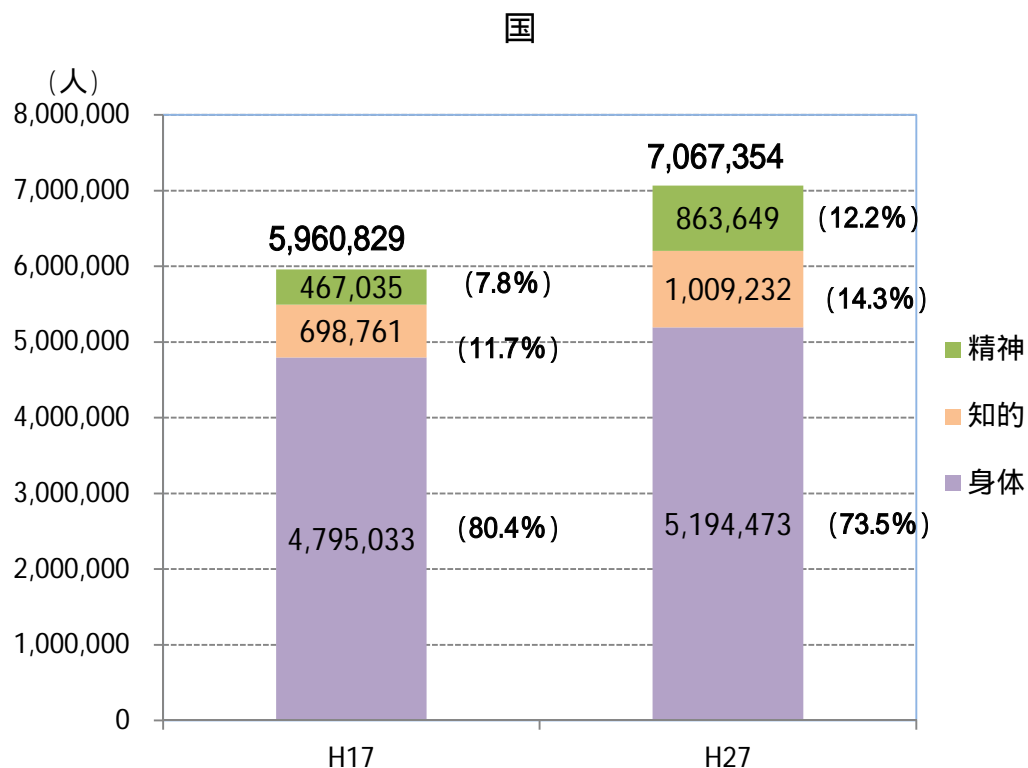
[H26] 障害者権利条約を締結



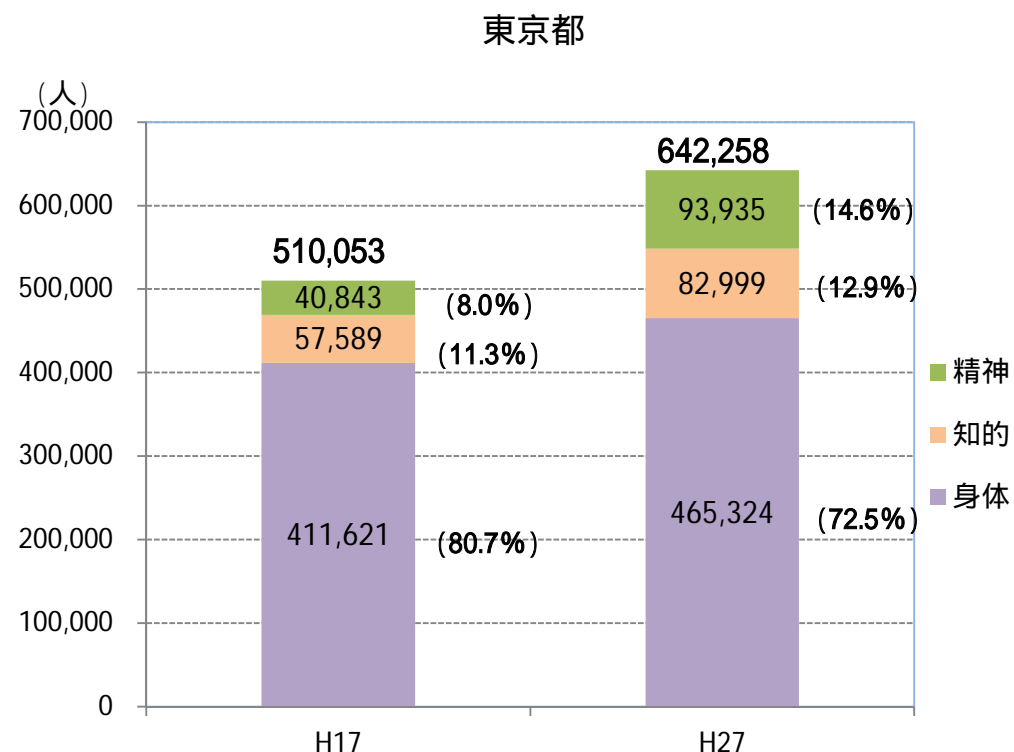
## 2 障害者手帳保持者の状況

### 国・東京都の手帳保持者数

国・東京都の手帳保持者数の10年間の傾向として、知的障害者と精神障害者の占める割合が増えている。



(厚生労働省 社会福祉行政業務報告(身体・知的障害者)  
保健・衛生業務報告(精神障害者)より)

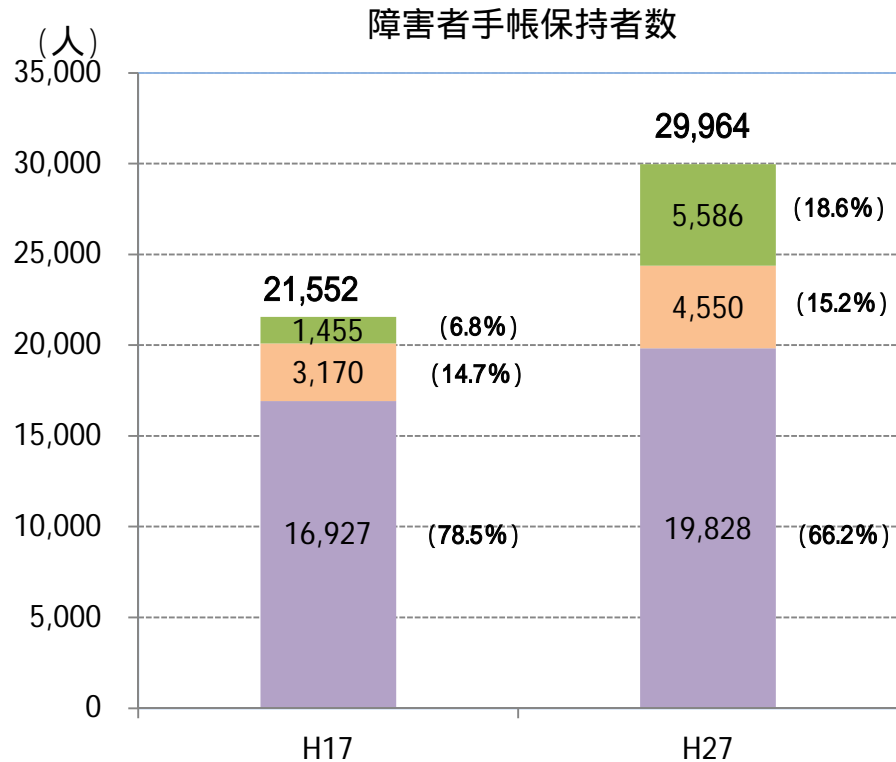


(東京都 福祉保健局 年報(福祉・衛生行政統計)より)

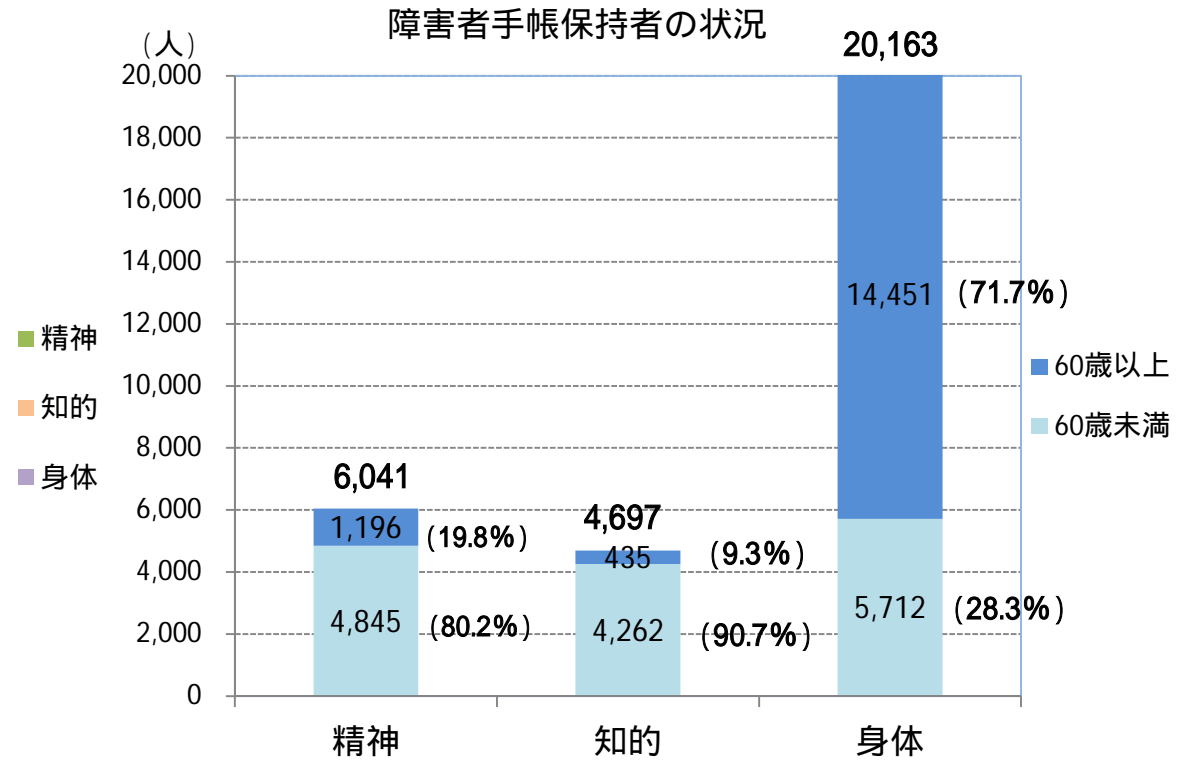
# 練馬区の手帳保持者数

障害者総合支援法の改正による障害者の範囲拡大、高齢化社会、医療発展などにより、手帳保持者数の増、生活支援ニーズの多様化が進む。

国・東京都と比べて練馬区は精神障害者の占める割合が増えている。



(練馬区政概要)

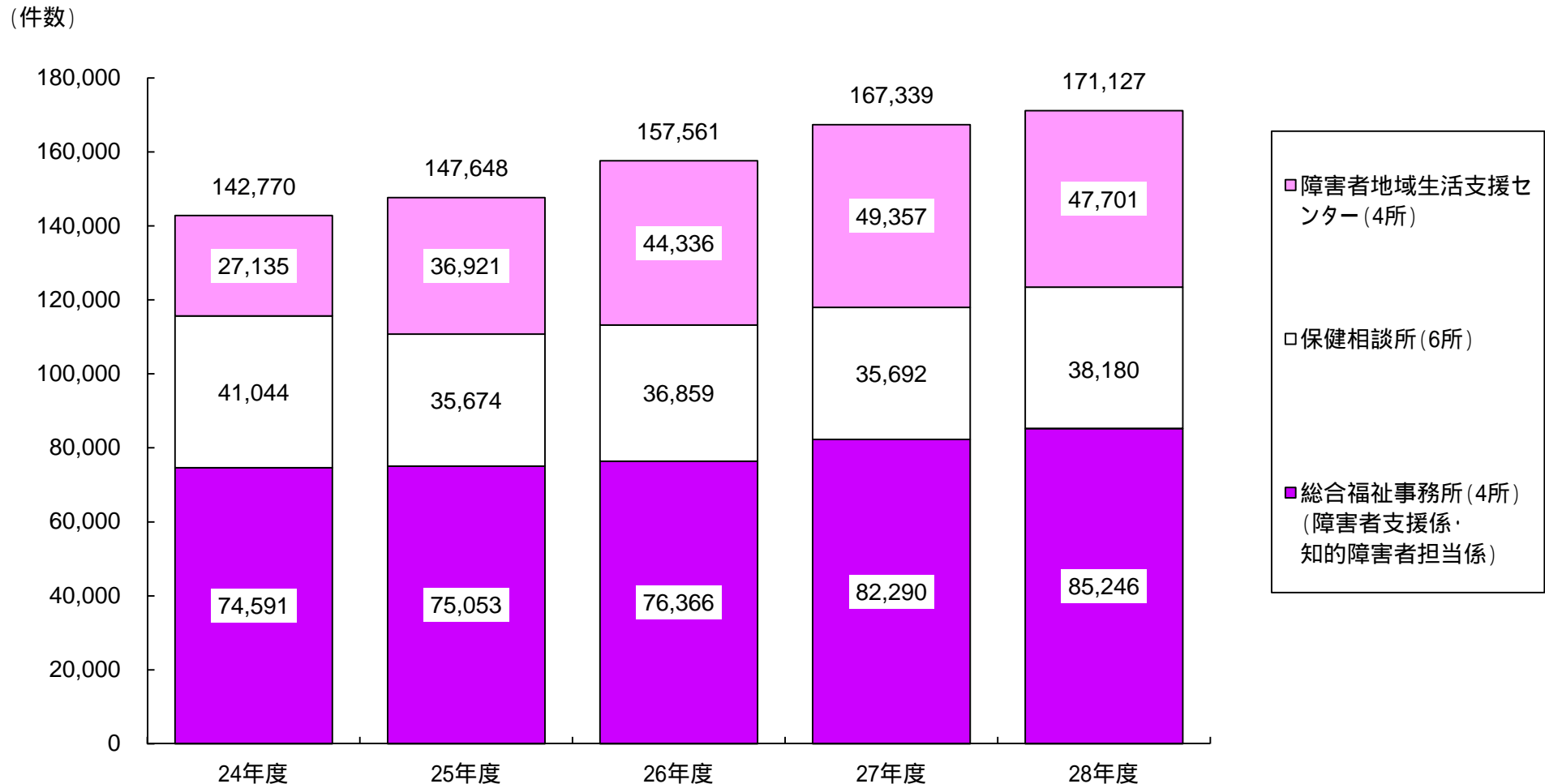


身体・知的障害者手帳所持者は平成29年5月1日現在  
精神障害者手帳所持者は平成29年3月31日現在

### 3 障害者の状況

#### (1) 相談実績

相談の件数は増加している。障害者地域生活支援センターでの相談件数が約3割を占めるようになっている。





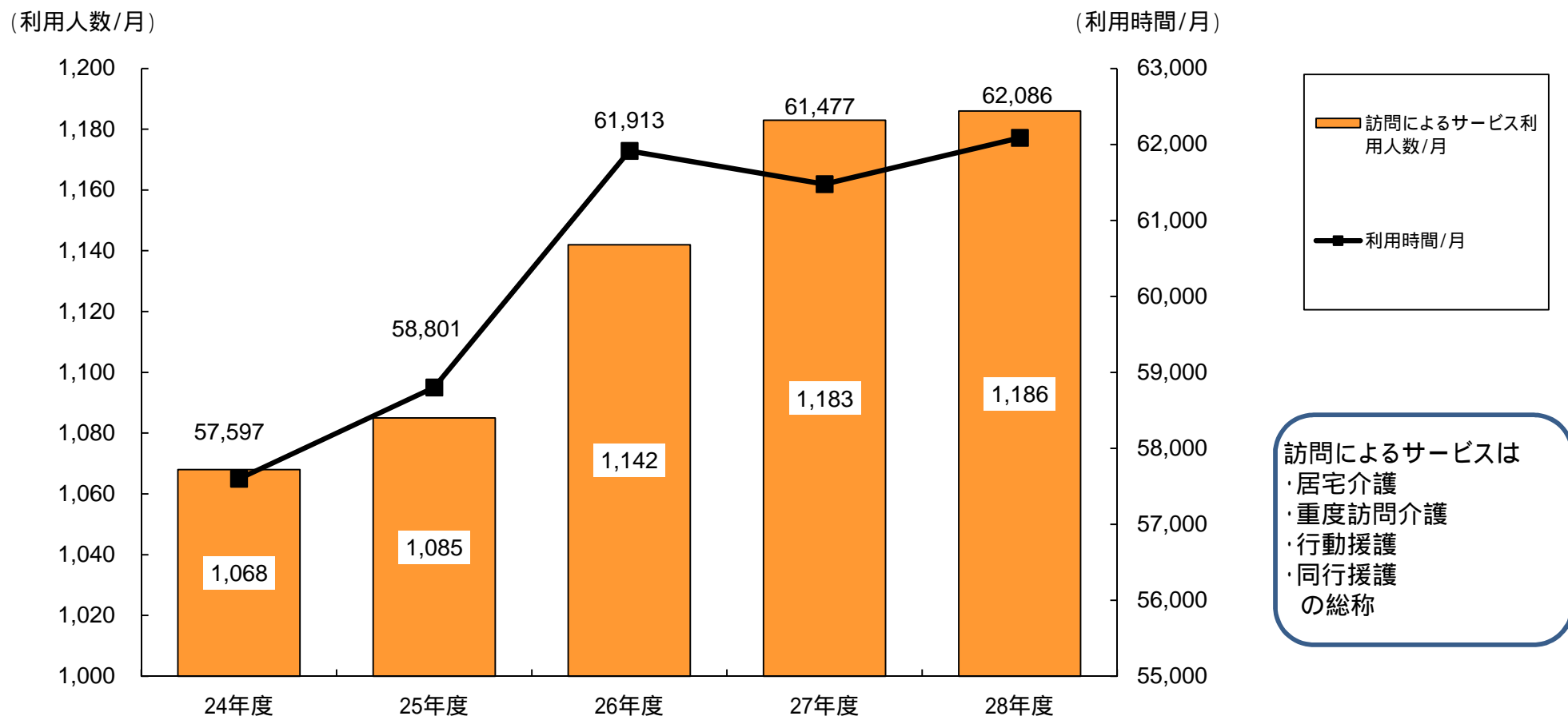
## (2) 計画相談

平成25年度の計画相談開始以降、民間「計画相談支援事業所」の新規開設が進み、ほぼ全員にサービス等利用計画を策定できている。

	相談支援事業所数		障害福祉サービス受給者のサービス等利用計画策定率
	区立	民間	
平成25年度	5 箇所	12 箇所	57.0%
平成26年度	5 箇所	18 箇所	83.8%
平成27年度	5 箇所	21 箇所	91.3%
平成28年度	5 箇所	25 箇所	98.4%

### (3) サービスの利用実績( 訪問によるサービス利用人数・時間 / 月)

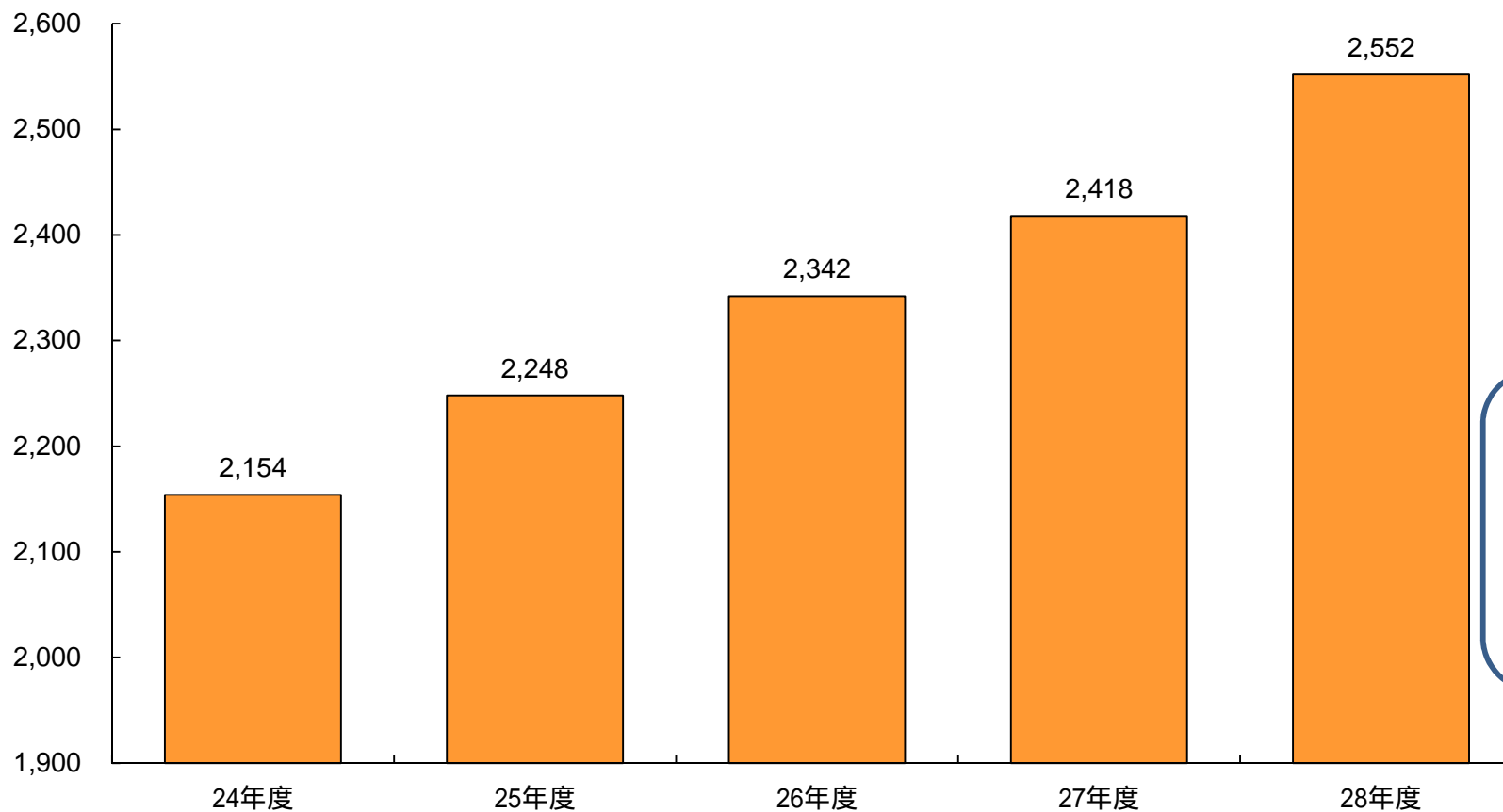
在宅生活を支援する、訪問によるサービスの利用実績は概ね増加している。  
一方で、医療や介護等の複合的な課題を抱えた対応困難な事例も生じている。



### (3) サービスの利用実績( 日中活動系サービス利用人数)

平成24年度に、全ての施設が旧障害者自立支援法(現障害者総合支援法)に基づく事業所に移行、利用実績は増加を続けている。

(利用人数/月)

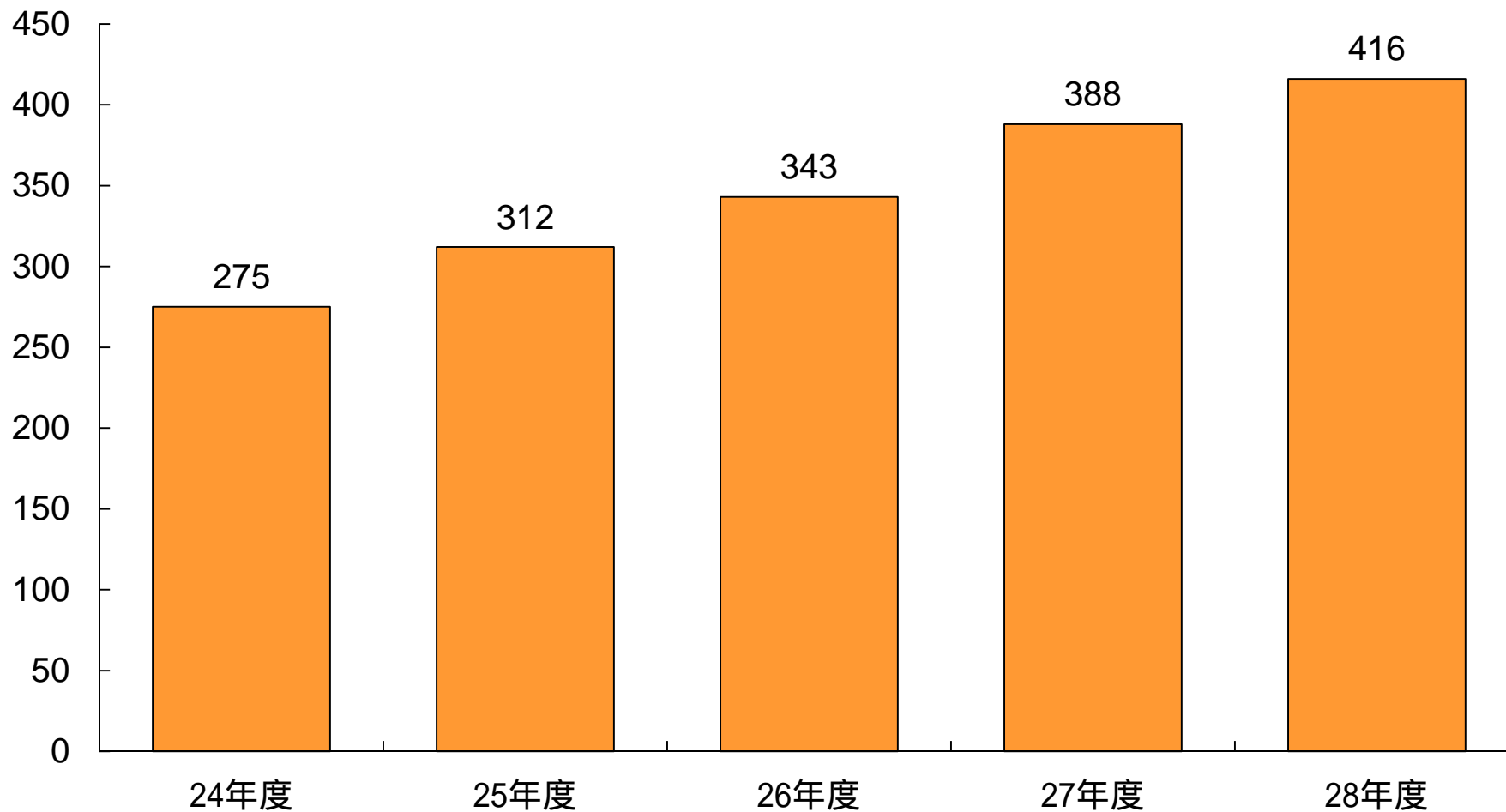


日中活動系サービスは  
・生活介護  
・自立訓練  
・就労移行支援  
・就労継続支援A型  
・就労継続支援B型  
の総称

#### (4) 区内民間グループホーム整備状況

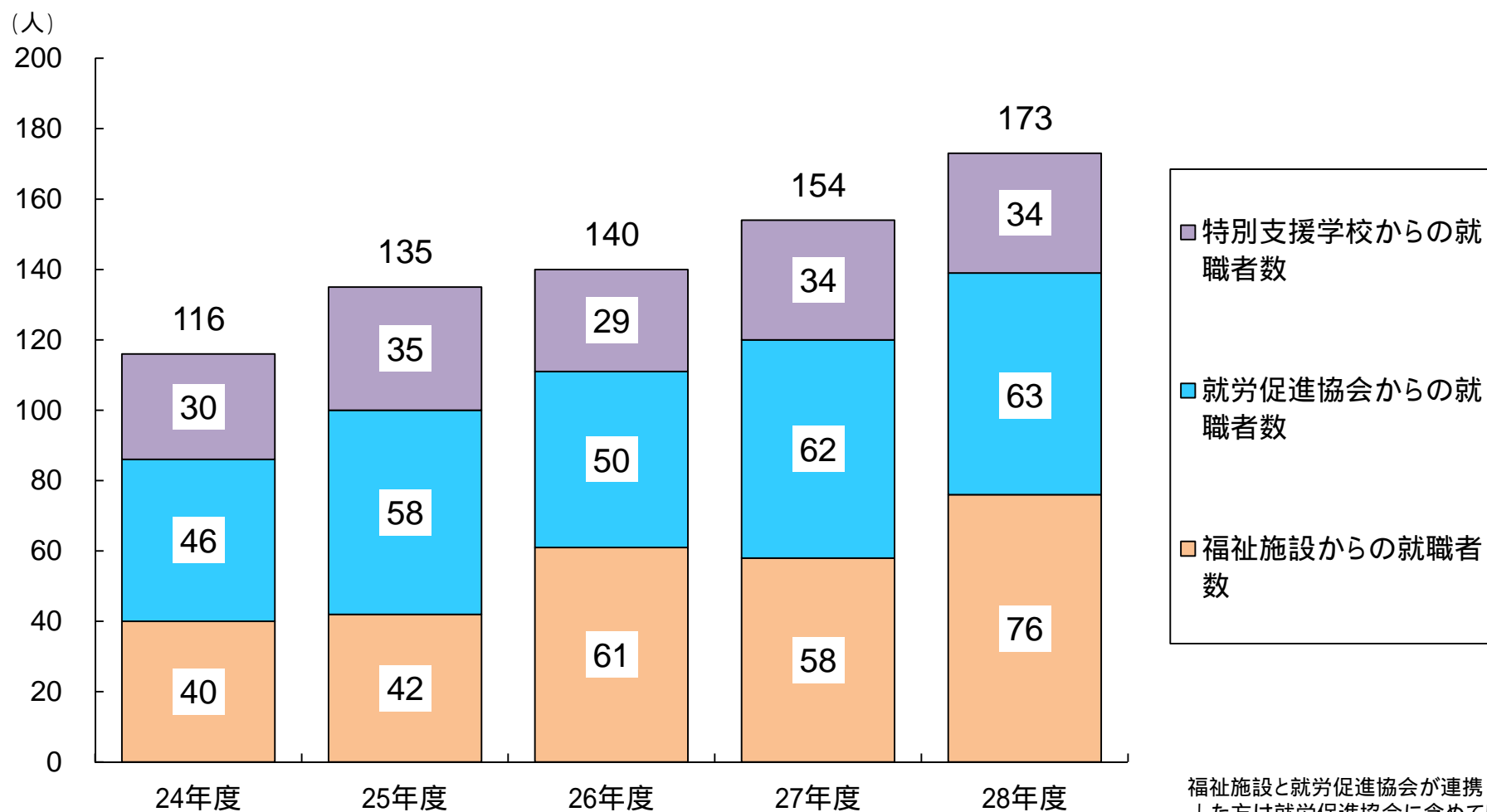
区内の民間グループホームは、毎年度、30室程度整備されている。

(グループホーム整備状況:部屋数)



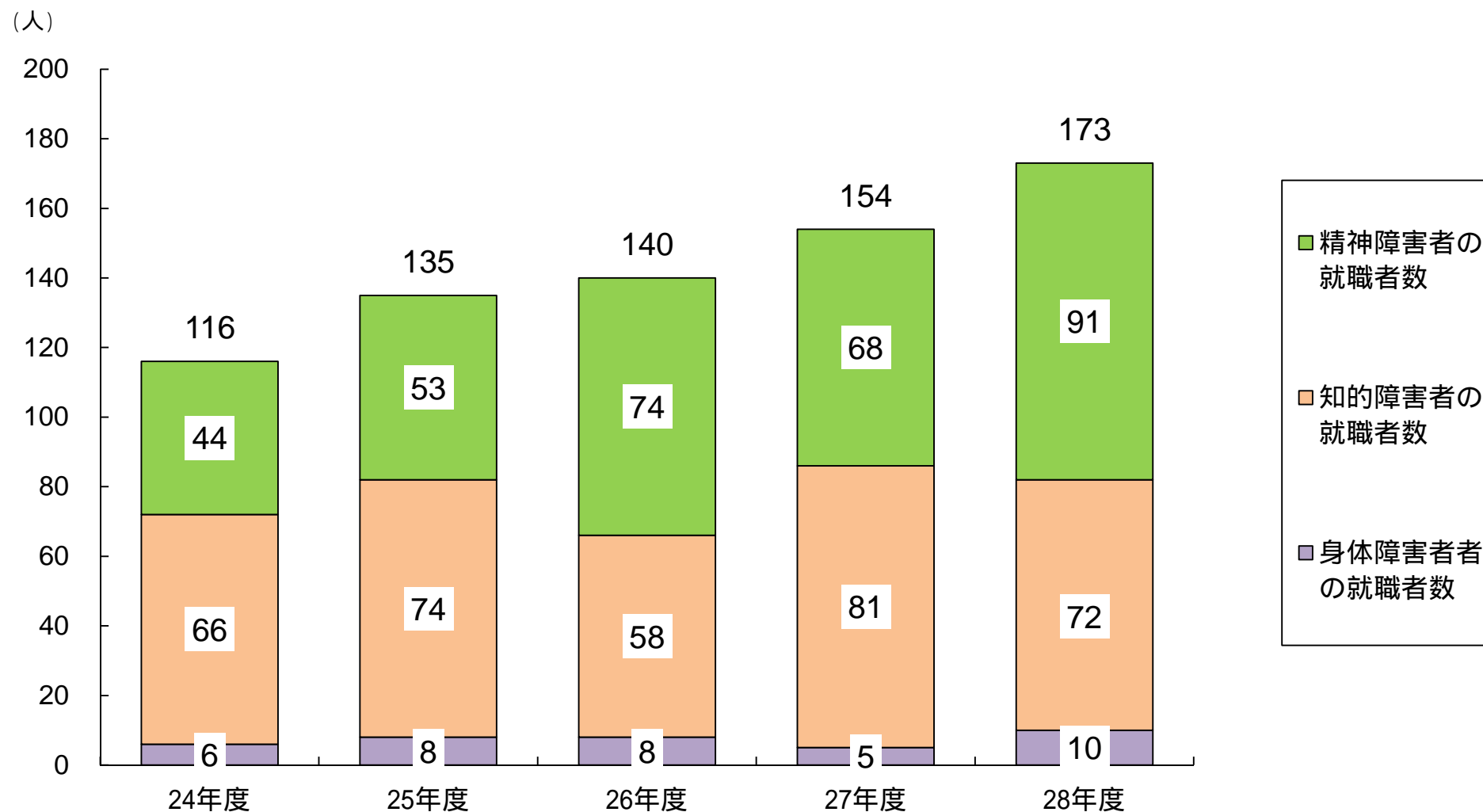
## (5) 福祉施設等からの就職者数

福祉施設、練馬区就労促進協会、特別支援学校からの就職者数は増加している。



## (6) 障害種別の就職者数

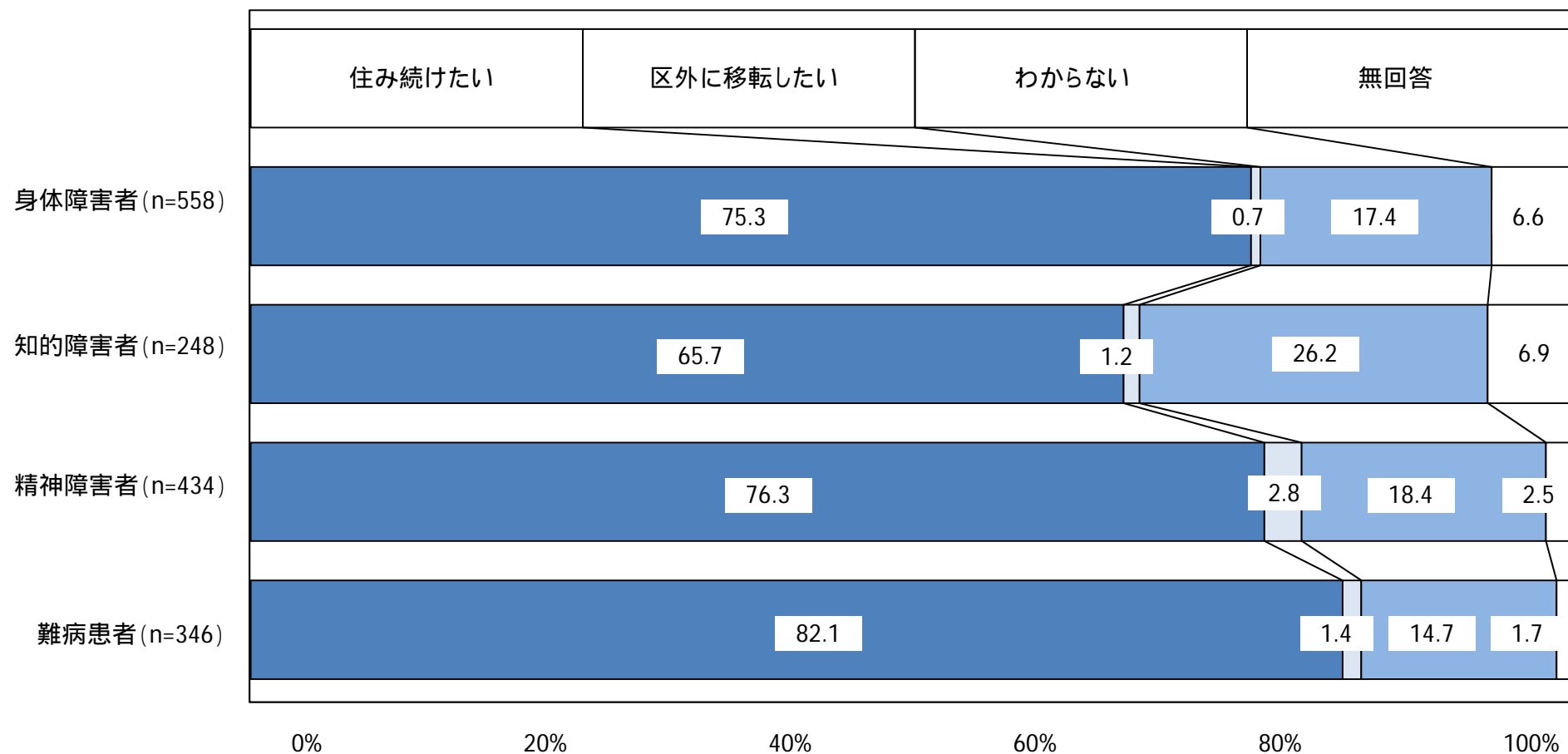
障害種別の就職者数では、精神障害者と知的障害者の就職者が多い。



## 4 障害者の意向 練馬区障害者基礎調査報告書(平成26年3月)

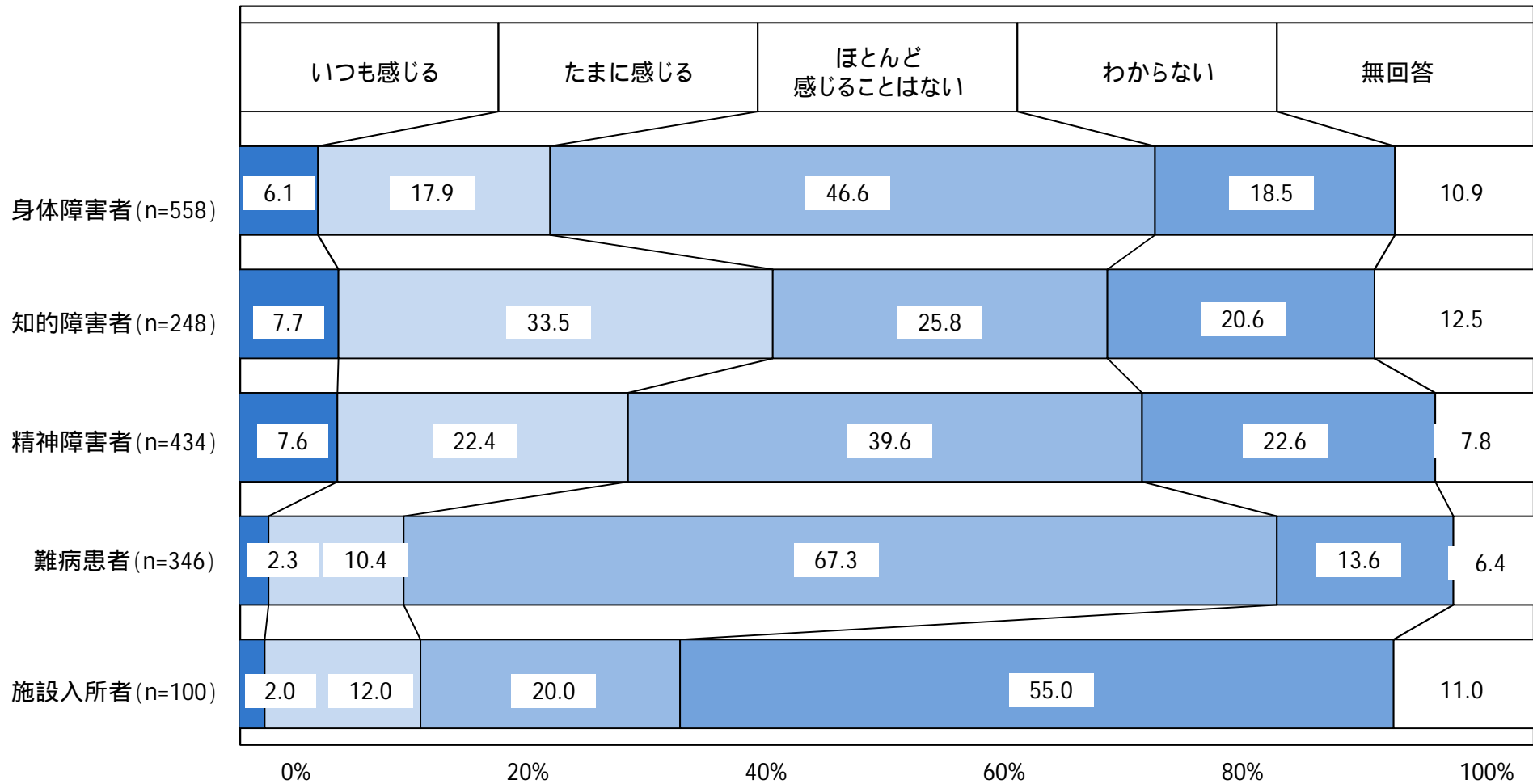
### (1) 練馬区での定住意向

全ての障害種別で、練馬区への定住意向が強い。



## (2) 差別や人権侵害を受けていると感じるものの有無

差別を受けていると感じている方が一定程度いる。





## 5 障害者の住まいに関する意向 平成28年度障害者の住まい方に関する調査

5年後、10年後については、全ての障害種別で「家族と一緒に暮らしたい」が1位。  
 「一人暮らし」を含めると地域での生活を希望する方が8割にのぼる。  
 知的障害者は、他の障害に比べてグループホームの希望が高い。

希望する住まい方 下段かっこ内は第2希望。単位：%

知的障害者	5年後	10年後	20年後
一人暮らし	8.2 (6.1)	8.8 (5.7)	9.5 (6.3)
家族と一緒に	67.9 (8.5)	57.2 (10.7)	35.9 (9.6)
<u>グループホーム</u>	<u>14.9</u> (29.0)	<u>20.5</u> (28.6)	<u>30.5</u> (20.8)

精神障害者	5年後	10年後	20年後
一人暮らし	28.7 (22.8)	27.6 (21.7)	24.5 (19.5)
家族と一緒に	56.9 (12.0)	53.3 (10.5)	46.3 (8.2)
<u>グループホーム</u>	<u>6.2</u> (11.7)	<u>8.1</u> (12.6)	<u>10.6</u> (12.1)

身体障害者	5年後	10年後	20年後
一人暮らし	21.9 (16.6)	18.9 (15.3)	15.5 (13.4)
家族と一緒に	64.1 (8.0)	60.0 (7.3)	51.4 (6.1)
<u>グループホーム</u>	<u>3.0</u> (9.4)	<u>4.5</u> (9.3)	<u>6.5</u> (9.7)

難病患者	5年後	10年後	20年後
一人暮らし	17.7 (26.0)	16.0 (24.3)	13.4 (19.2)
家族と一緒に	76.2 (8.5)	73.0 (7.2)	63.7 (5.6)
<u>グループホーム</u>	<u>0.8</u> (7.3)	<u>2.2</u> (9.3)	<u>4.2</u> (10.1)

## 6 障害者の地域生活支援の課題

### (1) 障害者が生活する地域で利用できる障害福祉サービスの充実

基幹相談支援センターである障害者地域生活支援センターの相談支援機能の強化  
サービス等利用計画を作成する民間「計画相談支援」事業所の新規開設  
重度から軽度の方まで多様なニーズに合うグループホーム  
障害者の家族支援(レスパイト)の充実

### (2) 夜間・祝休日の緊急時にも事業者や関係機関が対応する体制の構築

介護者が倒れたときのため、24時間体制の緊急対応ができる仕組み  
医療や介護等の複合的な課題を抱えた困難事例に対応するため、地域の事業者や関係機関等の  
連携

### (3) 障害者の就労支援の充実

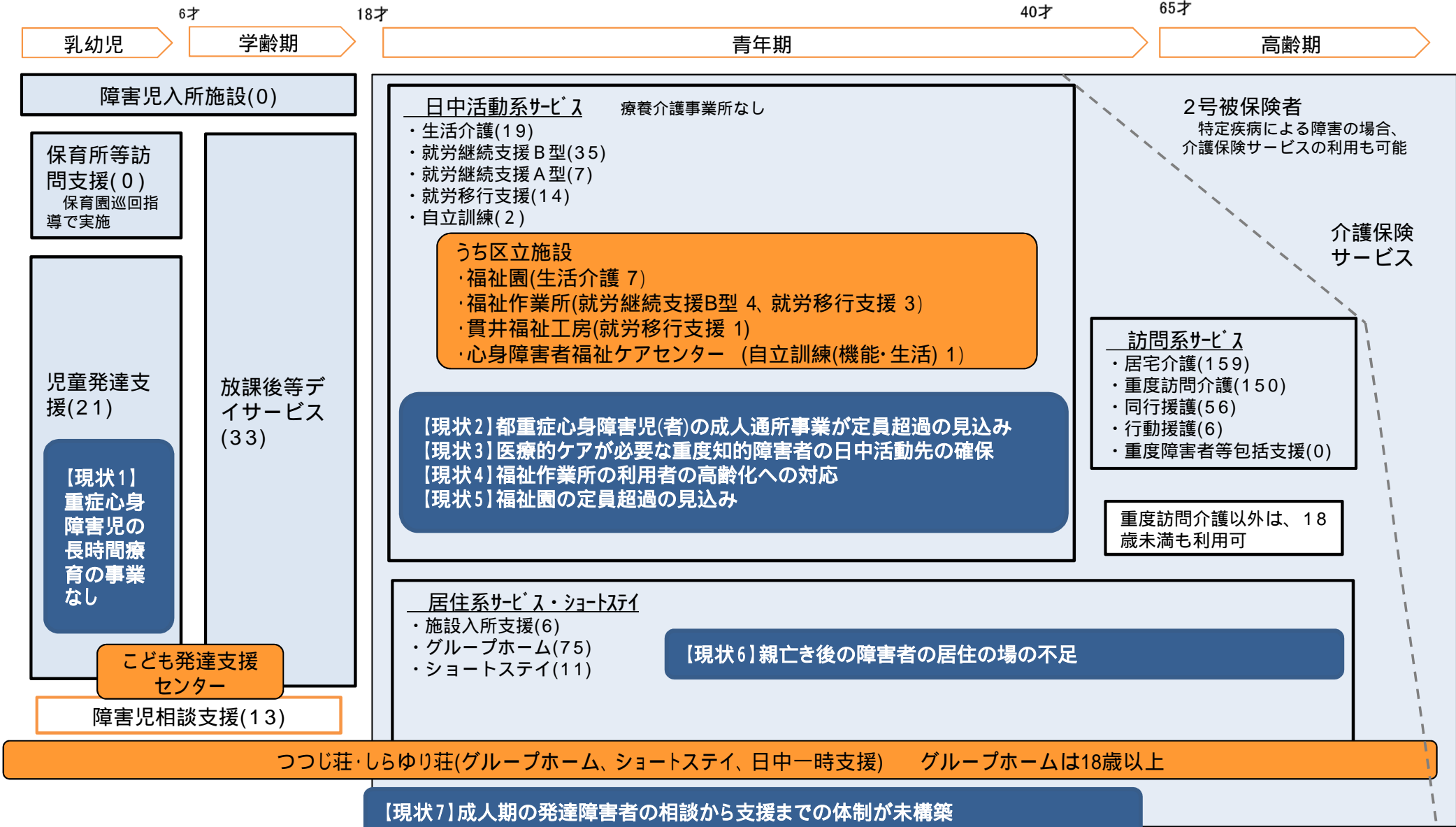
いきがいのある生活と経済的安定のため、障害者の就労支援を充実

### (4) 障害の有無に関わらずお互いを尊重し合い、支え合う地域づくり

障害者差別解消法の理解と差別の解消、合理的配慮の提供の推進  
「ねりまユニバーサルフェス」等による地域での交流と障害者理解の推進

# ライフステージごとの障害(児)者の障害福祉サービスの現状と課題

カッコ内の数字は区内の事業所数



【その他】 情報アクセシビリティの向上、障害を理由とする差別の解消の推進の取組、医療・高齢者・保健・教育との連携